

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社〇〇〇〇〇と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 経常コンサルタント業
2. 会社、個人経営の帳簿の記帳及び決算に関する事務の受託
3. 上記各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、〇〇〇株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(自己株式の取得)

第 8 条 当社は、株主総会の決議によって特定の株主からその有する株式の全部又は一部を取得することができる。

- 2 前項の場合、当該特定の株主以外の株主は、自己を売主に追加するよう請求することができない。

(株式等の割当てを受ける権利を与える場合)

第 9 条 当社は、当社の株式（自己株式の処分による株式を含む）及び新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日は取締役の決定によって定める。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 10 条 当社の株式の取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載もしくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が署名又は記名押印し、共同して提出しなければならない。ただし、法務省令の定める事由による場合には、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当会社の株式につき質権の登録、変更又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第12条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも同様とする。

(提出書類に使用する印鑑)

第14条 当会社に提出する書類には、前条の規定により届出をした印鑑を用いなければならない。

(基準日)

第15条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。
- 3 基準日株主が行使することができる権利が株主総会における議決権である場合において、第1項の株主の権利を害しないときは、当該基準日後に株式を取得した者の全部又は一部を当該株主総会において権利を行使する株主と定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第16条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。
- 3 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集する。
- 4 株主総会を招集するには、株主総会の日3日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合は、会日の2週間前までに招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第17条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合はこの限りではない。

(議 長)

第18条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ社長の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。取締役全員に事故があるときは、当該株主総会において出席株主の中から議長を選出する。

(決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第20条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第21条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当会社の議決権を有する株主1名であることを要する。ただし、法定代理人の場合はこの限りでない。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第22条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事の経過の要領及びその結果等を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名押印もしくは記名押印又は電子署名をし、10年間本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(員 数)

第23条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(資 格)

第24条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任の方法)

第25条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第26条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(役付取締役)

第27条 当会社の取締役が2名以上ある場合は、取締役の互選をもって、取締役の中から、社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

2 取締役が1名の場合は、当該取締役を社長とする。

(代表取締役)

第28条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

2 当会社の取締役が2名以上ある場合は、取締役の互選をもって、前条の役付取締役の中から代表取締役を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。

第5章 会 計 参 与

(会計参与の設置、員数)

第30条 当会社は、会計参与を1名以上置く。

(会計参与の選任)

第31条 当会社の会計参与の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(会計参与の任期)

第32条 会計参与の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した会計参与の補欠として、又は増員により選任された会計参与の任期は、前任者又は他の在任会計参与の任期の残存期間と同一とする。

(会計参与の報酬等)

第33条 会計参与の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第35条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(除斥期間)

第36条 剰余金の配当が、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第7章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第37条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、〇〇株とし、1株の発行価額は金〇万円とする。

(成立後の資本金の額)

第38条 当会社の成立後の資本金の額は、金〇〇〇万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額)

第39条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は金〇〇〇万円とする。

(最初の事業年度)

第40条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

(設立時取締役及び代表取締役)

第41条 当全社の設立時取締役及び代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役	〇〇	△△△
設立時会計参与	□□	☆☆☆
設立時代代表取締役	〇〇	△△△

(発 起 人)

第42条 発起人の氏名、住所及び設立に際して割当てを受ける株式の数並びに株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

〇〇府〇〇市〇〇区〇〇
〇〇 △△△ 普通株式〇〇株 金〇〇〇万円

(定款に定めのない事項)

第43条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

発 起 人 〇〇 △△△